

令和5年6月26日招集

第6回 狹山市農業委員会総会議事録

狹山市農業委員会

令和5年第6回狹山市農業委員会総会

令和5年6月26日（月曜日） 開催場所 狹山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画（案）について
 - (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願
- 4 報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後3時

本日の出席農業委員 13名

1番 浅見 誠 次	2番 落合 房子	3番 小野田 敏 枝
4番 細田 幸 司	5番 仲川 知 範	6番
7番 小口 英 吉	8番 岸 進	9番 諸口 秀 敏
10番 平本 洋 章	11番 増田 棟 順	12番 吉田 博 幸
13番 渡邊 隆 夫	14番 増田 茂	

本日の出席推進委員 8名

甲田 善 徳	清水 芳 則	小澤 俊 夫	室岡 英 紀
奥富 文 典	片岡 弘 幸	齋藤 孝 史	高橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

局長 岩田 光 弘 主幹 三ツ木 淳

事務局 定刻になりましたので、これより令和5年第6回狹山市農業委員会総会を開催いたします。これに先立ち、資料のご確認をお願いします。
本日の配付資料ですが、運営委員会にて配付しました

- ・総会議案書
- ・資料1 議案図面資料
- ・議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書

席上に配付しました

- ・資料2 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・資料3 狹山市都市計画生産緑地地区の変更について（照会）
- ・資料4 生産緑地のあっせんについて（依頼）
- ・資料5 農地あっせん台帳
- ・資料6 追跡調査について
- ・資料7 全筆調査について
- ・「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況

その他事務の実施状況の公表」

となります。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狹山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第6回狹山市農業委員会総会となりますが、『狹山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長をお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 （会長の挨拶）

事務局 ありがとうございました。
それでは、議事の進行を宜しく願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第6回狹山市農業委員会総会を開催します。
始めに『狹山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。
今回は、議席番号3番 小野田委員と4番 細田委員をお願いします。
これより議案の審議を行います。

最初に第6回総会の概要を事務局から説明してください。

事務局 農地法第3条の申請が入曽地区で3件、奥富地区で1件、併せて4件です。
相続税の納税猶予に関する適格者証明願いが、入間川地区で1件です。
農用地利用集積計画は、堀兼地区で2件です。

議長 それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を審議していただく前に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。
はじめに入間川地区の甲田推進委員、お願いします。

甲田委員 農地の見回りをしました。きれいに刈り取られているところもありましたが、また新たに雑草が繁茂し始めていて、これから全筆調査もありますので、引き続き見て回りたいと思います。

議長 続いて入曽地区清水推進委員に報告願います。

清水委員 農地の見回りをしましたが、気温が高くなってきましたので、雑草がだいぶ伸びてきています。全筆調査もありますので、引き続き見て回りたいと思います。

議長 続いて堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

小澤委員 これまで高齢の方が草刈りをしていたけれども、体調を崩して手が回らなくなってしまう、ご家族も時間がなくてできていないという農地が、ちらほら見受けられます。また、昨年、作付けした後の農地で長らく片付けができていなかったところは話をしに行って、きれいにしてもらいました。雑草が伸びる季節でもありますので、こまめに回ってきたいと思います。

議長 続いて、堀兼地区室岡推進委員に報告願います。

室岡委員 雑草が繁茂していた農地の中で、植木屋さんを入れてきれいにしたり、利用権設定をしたおかげできれいになったり、というところが何箇所かあります。とはいえ、きちんと管理ができていないところはまだありますので、今後も引き続き見て回りたいと思います。

議長 続いて、堀兼地区奥富推進委員に報告願います。

奥富委員 雑草の茂っている農地の持ち主に話をしたところ、植木屋さんに刈ってもらってきれいになったところがありました。また、雨の多い時期ですが、強い降りの時には、

傾斜地から道路に土が流れ出てしまいます。気を付けてはいても、自然のことなので、なかなか難しい面がありますが、声をかけて対処できるようにしていきたいと思います。

議 長 続いて、奥富地区片岡推進委員に報告願います。

片岡委員 奥富地区は、あぜ道の草刈りが済んで、きれいになっています。去年は米の価格が安かったせいか、作付けのされていない田んぼや、畑作に使っている田んぼも見られます。

議 長 続いて、柏原地区齋藤推進委員に報告願います。

齋藤委員 急に草が繁茂し出した農地があったので、お宅を訪ねたところ、怪我をしてできなくなってしまったので、治り次第きれいにすることでしたが、日に日に雑草が生い茂ってしまっているの、手伝えることはするので、と声をかけてきました。

議 長 続いて、水富地区高橋推進委員に報告願います。

高橋委員 雑草の生えた畑で持ち主ではない人が草刈りをしていたので、声かけをしたところ、持ち主が高齢になって畑をできないので、頼まれてやっているとのことでした。雑草の生い茂った農地は、同じ理由でできなくなっていることが多いのではないかと感じました。これからも、声かけできるところはしていきたいと思います。

議 長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑等はございますか。
無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。
各地区の推進委員におかれましては、引き続き、宜しくお願いいたします。
それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を議題とします。
議案第1号「農用地利用集積計画」について事務局より説明を求めます。

事務局 利用権の設定が1件2筆、地目「畑」が2, 379㎡です。
所有権移転は、1件1筆、地目は「畑」で663㎡です。

1 件目

渡し人は所沢市にお住まいの方、受け人は上赤坂にお住まいの方です。
所在地は大字堀兼字平野、外1筆、地目は畑、面積は2, 379㎡、権利の種類は5年間の使用貸借権設定で、受け人は認定農業者となっています。

2 件目

渡し人は青柳にお住まいの方、受け人は同じく青柳にお住まいの方です。

所在地は大字青柳字第六天、地目は畑、面積は663㎡、権利の種類は所有権移転で、受け人は認定農業者となっています。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑が無いようですので、利用権設定については、承認いただいたものといたします。
次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号2整理番号1について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字水野字逃水、地目は畑、面積は496㎡です。
現在の利用状況は永年作物の作付中、許可後はお茶の作付けが計画されています。
譲受人は狭山市水野に居住する農業者で、総耕作面積は15,028㎡、すべて畑です。
根拠法令は、第3条第2項第1号から6号まで全て該当となります。
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。
次に整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号2整理番号2について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字水野字逃水、地目は畑、面積は275㎡です。
現在の利用状況は永年作物の作付中、許可後はお茶の作付けが計画されています。
譲受人は狭山市水野に居住する農業者で、総耕作面積は15,028㎡、すべて畑です。
根拠法令は、第3条第2項第1号から6号まで全て該当となります。
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。

次に整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号2整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字水野字逃水、地目は畑、面積は265㎡です。

現在の利用状況は永年作物の作付中、許可後はお茶の作付けが計画されています。

譲受人は狭山市水野に居住する農業者で、総耕作面積は15,028㎡、すべて畑です。

根拠法令は、第3条第2項第1号から6号まで全て該当となります。

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。

次に整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

平本委員 議案番号2整理番号4について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字上奥富字梶屋、外1筆、地目は畑、合計面積は1,427㎡です。

現在の利用状況は遊休農地、許可後は野菜の作付けが計画されています。譲受人は狭山市上奥富に居住する農業者で、総耕作面積は1,745㎡、田が1,455㎡、畑が300㎡です。

根拠法令は、第3条第2項第1号から6号まで全て該当となります。

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。

次に、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とし

ます。

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、事務局の説明を求めます。

事務局 入間川字、外11筆、地目、畑、11, 864㎡について相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明願が出ているものとなります。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を『承認』とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『承認』します。
以上をもちまして、本日の議題は終了しました。
次に、報告事項に移ります。
事務局から農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、説明を求めます。

事務局 農地法第3条の3の規定による届出は4件9筆、地目「田」面積が1,988㎡、地目「畑」面積が3,363㎡、すべて相続による届出で、あっせんの希望はありません。
農地法第4条の規定による届出は6件8筆、地目「田」面積が649㎡、地目「畑」面積が4,629.9㎡、転用目的は介護付き高齢者向け住宅敷地が2件、駐車場敷地が1件、住宅敷地が2件、道路敷地が1件です。
農地法第5条の規定による届出は5件8筆、地目「田」面積が2,315㎡、地目「畑」面積が1,943.36㎡で、転用目的はすべて住宅敷地です。
公共事業の施工に伴う一時転用に係る届出は、2件2筆です。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。
次に「農地あっせん台帳」について事務局から説明をお願いします。

事務局 【資料5「農地あっせん台帳」について説明】

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。
次に「狭山市都市計画生産緑地地区の変更について」事務局から説明をお願いします。

事務局 都市計画課より、狹山市都市計画生産緑地地区の変更について意見を求められていますので、協議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を『意見なし』とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『意見なし』として報告します。
続けて、事務局から説明をお願いします。

事務局 【追跡調査について説明】
各地区の日程と担当委員を事務局まで報告してください。

【全筆調査について説明】
9月末までに調査を終えてください。

【生産緑地のあっせんについて】
都市計画課より生産緑地の斡旋について依頼がありました。

【令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表】

令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について作成しましたので報告します。

議 長 説明がおわりました。
その他について、委員から何かありますか。
無いようですので、これをもちまして、第6回狹山市農業委員会総会を終了します。
ご協力ありがとうございました。